

岩手県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年2月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	スマイル薬局西和賀店	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割151番地	平成26年10月31日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社フォーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号	スマイル薬局西和賀店	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割151番地	平成26年10月31日